

令和9年1月～令和9年12月期静岡県立美術館作品監視等業務委託契約書

静岡県立美術館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲が別に定める「静岡県立美術館作品監視等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 この委託期間は、令和9年1月15日から令和9年12月26日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、開館日数を変更又は当該契約を解除することができる。

（就業の確保）

第3条 乙は、本委託業務の従事者（以下「従事者」という。）に対して適正な労働管理を行い、甲の業務の遂行に支障を生じさせないように、また甲の名誉及び信用を害する等不都合を生じさせないように、適正な措置を講じなければならない。

2 乙は、本業務の実施に際し、従事者について傷病その他の理由により欠員を生じる恐れがある場合は、甲に遅滞なく連絡するとともに、欠員が生じないように措置を講じ、また、欠員が生じた場合は直ちに、その欠員の補充を行わなければならない。ただし、甲においてその必要がない旨、乙に連絡したときはこの限りでない。

3 甲の承諾のある場合を除き、前項の欠員等が生じたことによって、甲に損害が生じた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 甲は、必要に応じ乙に発注する従事者配置数（以下「ポスト数」という。）を増減することができる。ただし、甲は乙に対し、人員確保等に必要な時間を考慮して事前に通知しなければならない。

（委託費）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。ただし、第3条第2項ただし書き及び第4項の規定によりポスト数に増減が生じる場合は、甲は、乙に対しポスト数に1日当たりの1ポスト単価金 円 銭（消費税額および地方消費税額を含む。）を乗じて得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を支払う。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た額とする。

3 第1項の委託費は、ポスト数の実績に応じて1か月ごとに分割して支払うものとする。

（支払方法）

第5条 乙は、第22条に定める委託業務実績報告書を提出し、甲の確認を受けた後、当該の委託費を請求するものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（従事者による現金等の取扱い）

第6条 従事者による金銭、有価証券、その他貴重品の取扱いについては、金銭等取扱規程（別記1）による。

(契約の変更)

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲又は乙は、相手方と協議の上、この契約を変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、解除理由を明示した上でこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が法令等又は契約に違反する行為をしたとき。
- (2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (5) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- (6) 乙が次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 甲又は乙は、正当な理由により1月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(施設等の提供)

第10条 甲は、乙が委託業務を処理するために、甲が必要と認めた光熱水及び施設の一部を提供する。

(設備等の使用管理)

第11条 甲は、委託業務遂行上必要な設備機械器具等（以下「設備等」という。）の使用について合理的な範囲で協力する。

- 2 乙は、前項の設備等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。
- 3 乙は、第1項の設備等以外については自己の責任で調達しなければならないが、この場合、甲の定める条件性能等を有するものでなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が故意又は重大な過失により、前条に定める甲の設備等を損傷等したとき。
- (2) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(技術指導)

第13条 甲は、必要に応じ専門職員を派遣し、乙に対して委託業務に関する技術指導を行うものとする。

- 2 専門職員の指導に対しては、乙は、忠実に従わなければならない。

(情報の提供)

第14条 甲及び乙は、委託業務の遂行上必要な作業手順等の情報を互いに提供し合うことができる。

(従事者等の選任)

第15条 乙は、委託業務を履行するため適切な従事者を配置するとともに、当該従事者を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を当該従事者の中から選任するものとする。

- 2 乙は、仕様書に定める様式による従事者及び統括責任者名簿（様式第1号）を甲に提出しなければならない。また、異動があった場合も同様とする。
- 3 甲は、委託業務の履行に関する注文、指示等は、乙が選任した統括責任者に対して行うものとする。

(処理状況の報告等)

第16条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をできるものとする。

(法令上の責任)

第17条 乙は、委託業務に当たる乙の従事者に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(服従規律の保持)

第18条 乙は、委託業務に従事する従事者の教育指導に万全を期し、乙の従事者の風紀、衛生及び作業規律の保持に責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務に従事する上で知り得た秘密及び県の行政事務に関する事項を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(臨機の措置)

第20条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないと認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。

- 2 乙は、臨機の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の指示をすることができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第 22 条 乙は、当該月の委託業務完了後、その翌月の 10 日までに仕様書に定める様式による委託業務実績報告書(様式第 2 号)を甲に提出しなければならない。

(委託業務の完了報告書の提出)

第 23 条 乙は、業務期間終了後、速やかに仕様書に定める様式による業務完了報告書(様式第 3 号)を甲に提出しなければならない。

(委託費の処理)

第 24 条 甲又は乙が第 9 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する額をもって精算する。

(合意管轄)

第 25 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることについて合意する。

(定めのない事項の処理)

第 26 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 48 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田 53 番 2 号
静岡県立美術館
副館長 滝 正晴

(乙)